

# 報告資料 1

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月30日

昭島市教育委員会  
教育長 山下 秀 男

昭島市教育委員会規則第 5 号

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号）の一部を次のとおり改正する。

別表学校教育部の部指導課の款教職員係の項を次のように改める。

指導係	(1) 学校の教育指導の援助に関する事。 (2) 指導事務予算に関する事。 (3) 教育計画事業の推進に関する事。 (4) 教科書採択に関する事。 (5) 教科書の給与に関する事。 (6) 教育振興基金に関する事。 (7) 教育研修に関する事。 (8) 課内庶務に関する事。
-----	--

別表同款指導係の項を次のように改める。

教職員係	(1) 教職員の任免の内申その他人事に関する事。 (2) 教職員の服務に関する事。 (3) 教職員の給与、旅費、退職手当等に関する事。 (4) 教職員の福利厚生に関する事。
------	---

- (5) 事務処理の特例による都費の歳入歳出外現金の経理に関する事。
- (6) 教職員の履歴事項の整理に関する事。
- (7) 教職員の調査統計に関する事。
- (8) その他教職員に関する事。
- (9) 非常勤講師に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務局処務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
部	課	係	分掌事務	部	課	係	分掌事務
学校教 育部	教育総 務課	(略)	(略)	学校教 育部	教育総 務課	(略)	(略)
	指導課	指導係	(1) <u>学校の教育指導の援助に関する こと。</u>		指導課	教職員 係	(1) <u>教職員の任免の内申その他人事に 関すること。</u>
			(2) <u>指導事務予算に関する こと。</u>				(2) <u>教職員の服務に関する こと。</u>
		(3) <u>教育計画事業の推進に関する こと。</u>	(3) <u>教職員の給与、旅費、退職手当等 に関する こと。</u>				
		(4) <u>教科書採択に関する こと。</u>	(4) <u>教職員の福利厚生に関する こと。</u>				
		(5) <u>教科書の給与に関する こと。</u>	(5) <u>事務処理の特例による都費の歳入 歳出外現金の経理に関する こと。</u>				
		(6) <u>教育振興基金に関する こと。</u>	(6) <u>教職員の履歴事項の整理に関する こと。</u>				
		(7) <u>教育研修に関する こと。</u>	(7) <u>教職員の調査統計に関する こと。</u>				
		(8) <u>課内庶務に関する こと。</u>	(8) <u>その他教職員に関する こと。</u>				
			(9) <u>非常勤講師に関する こと。</u>				
			(10) <u>課内庶務に関する こと。</u>				
		教職員 係	(1) <u>教職員の任免の内申その他人事に 関すること。</u>			指導係	(1) <u>学校の教育指導の援助に関する こと。</u>
			(2) <u>教職員の服務に関する こと。</u>				(2) <u>指導事務予算に関する こと。</u>
			(3) <u>教職員の給与、旅費、退職手当等 に関する こと。</u>				(3) <u>教育計画事業の推進に関する こと。</u>
			(4) <u>教職員の福利厚生に関する こと。</u>				(4) <u>教科書採択に関する こと。</u>

新				旧			
			(5) <u>事務処理の特例による都費の歳入歳出外現金の経理に関すること。</u> (6) <u>教職員の履歴事項の整理に関すること。</u> (7) <u>教職員の調査統計に関すること。</u> (8) <u>その他教職員に関すること。</u> (9) <u>非常勤講師に関すること。</u>				(5) <u>教科書の給与に関すること。</u> (6) <u>教育振興基金に関すること。</u> (7) <u>教育研修に関すること。</u>
		特別支援教育係	(略)			特別支援教育係	(略)
	学校給食課	(略)	(略)		学校給食課	(略)	(略)
生涯学習部	(略)	(略)	(略)		生涯学習部	(略)	(略)